

武蔵村山市告示第79号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）第15条の規定により、下記書類が送達不能のため、公示送達する。

なお、この書類については、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月12日

武蔵村山市長 山崎 泰大



記

1 送達を受けるべき者の氏名

氏 名	住 所	文 書
赤池 広美	—	地方税法第364条の規定に関する文書
王 立民	—	地方税法第364条の規定に関する文書
小町 愛美	—	地方税法第364条の規定に関する文書
高橋 和義	—	地方税法第364条の規定に関する文書

2 注意事項

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。